

会員のみなさまへ

あんしんフードくんは、コロナウイルス対象です！

賠償共済からの切り替えをおすすめします！！

感染が拡大傾向にある新型肺炎（コロナウイルス）に対する代表的な補償について、当協会にて運営する「食品営業賠償共済」（以下、「賠償共済」という）、「総合食品賠償共済」（あんしんフードくん）・以下の通り案内します。

補償項目	補償対象		備考
	賠償共済	あんしん フードくん	
業務・施設 に係る賠償 責任リスク	×	○	<p><u>加入者に法律上の賠償責任が生じる場合に補償対象。</u></p> <p>◇想定される事故例</p> <p>加入者の従業員が新型肺炎に罹患、あるいはそのおそれがあったにも関わらず、加入者（使用者）が従業員の医療機関の受診または自宅待機等の対策を怠ったことにより、施設を訪れた第三者に新型肺炎を感染させた。</p> <p>◇注意点</p> <p>本人が罹患を認識していないケース（潜伏期間中の事故）や、感染源の立証が困難な場合は、個別に法的責任の有無を検討する必要があるため、各県の三井住友海上、普及推進員にご相談ください。※生産物リスクとは、提供した飲食物に起因する事故（食中毒等）を指します。</p>
被害者 治療費	×	○	上記事故において、加入者が被害者に対して負担した入院・通院費用、見舞金の支払い、見舞品の購入費用等が対象（三井住友海上の同意要）。なお、感染源の立証が困難な場合についても、三井住友海上の同意を得れば支払いは可能。
消毒費用	×	○	①加入者の施設において新型肺炎が発生した場合、もしくは②施設が新型肺炎の原因である新型コロナウイルスに汚染された疑いがある場合において、保健所その他の行政機関からの指導により消毒を行なう場合、に支払対象となります。
休業リスク	△	△	特約として休業特約に加入している場合は○ ①加入者の施設において新型肺炎が発生した場合、もしくは②施設が新型コロナウイルスに汚染された疑いがある場合において、保健所その他の行政機関からの指導により消毒その他の処置を行なったことにより、営業が休止または阻害されたことにより生じた損失を補償します。

＜業種別の被害の特徴について＞ 飲食店・旅館：不特定多数の客が入りするため施設の汚染リスクが高い。特に旅館業は客の滞在時間が長く、施設内の広い範囲が汚染されるため、消毒費用の高額化とともに休業期間が長引く（本共済では最長15日間補償）ことが想定される。

【ご参考】新型肺炎発生時に補償対象となる保険として、当協会にて運営する「あんしんフードくん」を連想させる記事が掲載されています。

新型肺炎、企業の損害補償は限定的 個人の治療費は対象に

（出典：2/18付日経新聞「新型肺炎の損害 補償範囲は？」）

新型コロナウイルスの肺炎に伴う損害は、企業と個人で保険会社の補償範囲が大きく異なることになりそうだ。

コロナウイルスによる損害は企業の保険契約では明記されていないことが多い、閉店や操業停止の損失は大半が補償の対象外になる。一方で個人の治療費は旅行保険や医療保険で補償される。企業は損失がそのまま負担になる可能性がある。

損害保険各社は通常、企業との間で保険契約を結んで災害時の損失などを補償する。今回のコロナウイルスで休業した期間の損失を補償するケースがあるのは、あいおいニッセイ同和損害保険と三井住友海上火災保険の一部契約だ。食品メーカー等の食中毒で営業できなくなったときの損失を補償する特約があれば対象となる。

東京海上日動火災保険や損害保険ジャパン日本興亜の場合、災害などで従業員が避難するときの費用を補償する保険なら、今回のコロナウイルスによる避難も対象になる。

こうした限られた事例を除けば、一般的な火災保険などでは仮に感染症の特約があっても補償されない可能性が高い。保険会社は多くの感染症の特約で、重症急性呼吸器症候群（SARS）など症例を列挙して対象を明確にしているためだ。大手損保は一般に特約に新型コロナウイルスを含めていない。

今回は従業員や部品の不足などで操業停止が長引く工場も出てきている。この間の休業費用は多くのケースで補償の対象外になる。感染症への対応は保険会社によって契約が異なるため、企業は加入する保険の支払い基準を確認する必要がある。

個人の治療費などは多くの場合に保険で補償される。例えば損保会社の海外旅行保険は保険金を支払う見通しだ。

生命保険会社が扱う医療保険や死亡保険でも、新型コロナウイルスによる病気は他の病気と同じ扱いになる。厚生労働省は新型肺炎を感染症法の「指定感染症」に指定し、入院措置や医療費を公費負担としたが、民間の医療保険に加入していれば入院給付金が支払われる。死亡時の保険金も支払われる。

今後の焦点は生保各社が設定する「災害割増特約」の取り扱いだ。災害時や所定の感染症での死亡時に給付金を割り増しする特約で、新型コロナウイルスの規定はない。現状は「特約の対象外」（大手生保）として割り増しが適用されない。ただ、00年代前半のSARS流行時には、法律にSARSが規定されたことを受けて生保の特約の適用対象となり遡及適用された。今回も「同様の対応をする可能性がある」（中堅生保）との声がある。

「今後の状況により引き受け制限を行う可能性がある」。ある大手損害保険会社は1月、海外旅行保険などを扱う代理店にこう通知した。一部の保険で補償が殺到する可能性を懸念しているようだ。今後、コロナウイルスの広がりによっては保険会社に影響を与える可能性がある。